

氏名の振り仮名法制化に伴う住民記録・  
印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の検討  
(旧氏の振り仮名対応等に係る現時点の想定)

令和6年1月29日

1. 旧氏の振り仮名等の追加の概要（予定）
2. 仕様書の主な変更内容（予定）

# 1. 旧氏の振り仮名等の追加の概要（予定）

検討中の内容を含む

## 1-1. 概要

氏名の振り仮名と同様に、住民票等の記載事項への「旧氏の振り仮名」等の追加のため

以下の政令改正による制度化を予定

### 住民基本台帳法施行令の一部改正

- 住民票の記載事項に「旧氏の振り仮名」、戸籍の附票の記載事項に「旧氏」、「旧氏の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。

### マイナンバー法施行令及び公的個人認証法施行令の一部改正

- マイナンバーカード及び署名用電子証明書の記載・記録事項に「旧氏の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。

### 改正の効果

- 旧氏の振り仮名が公証され、官民間問わず様々なサービスにおいて本人確認事項として利用することが可能に。

### 施行期日（案）

- 住民票の記載事項に「旧氏の振り仮名」を追加する規定については、住民票への「氏名の振り仮名」記載と同日とすることを想定。（マイナンバー法等の一部改正法の公布日（R5.6.9）から2年以内）
- 戸籍の附票の記載事項に「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」を追加する等の規定については、マイナンバーカード及び署名用電子証明書への「氏名の振り仮名」記載・記録と同日とすることを想定。（マイナンバー法等の一部改正法の公布日（R5.6.9）から3年以内）

# 1. 旧氏の振り仮名等の追加の概要（予定）

## 1-2. 住民票への旧氏の振り仮名の記載方法等（案）

住民基本台帳法施行令の改正内容については検討中であるが、現時点での考え方は以下のとおり。

※政令制定段階で変更となる場合があります。

### 住民票への旧氏の振り仮名の記載方法等（案）

- 住民票への旧氏の振り仮名の記載にあたっては、戸籍における「氏の振り仮名」記載の方法及び方法と同様の考え方とする。
- 制度導入時において、旧氏記載者は施行日から1年以内に限り、住所地市町村にその旧氏の振り仮名の届出をすることができることとする。
- また、住所地市町村長は住民票で便宜的に保有する旧氏のフリガナを参考に、住民票に記載しようとする旧氏の振り仮名を旧氏記載者に通知するものとする。1年間の間に届出がない場合には通知した振り仮名を職権で記載するものとする。

#### 【参考】改正戸籍法における氏の振り仮名記載ルール

- ・読み方は氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの（一般の読み方）でなければならない。
- ・現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出すれば、その読み方で届出することができる。
- ・本籍地市町村が一般の読み方で職権記載する場合には、事前に法務局長等の許可を得る必要がある。
- ・職権記載された場合には、1回に限り変更の申出ができる。

# 1. 旧氏の振り仮名等の追加の概要（予定）

## 1-3. 住民票等への旧氏の振り仮名の記載等に向けたスケジュール(案)

検討中の内容を含む

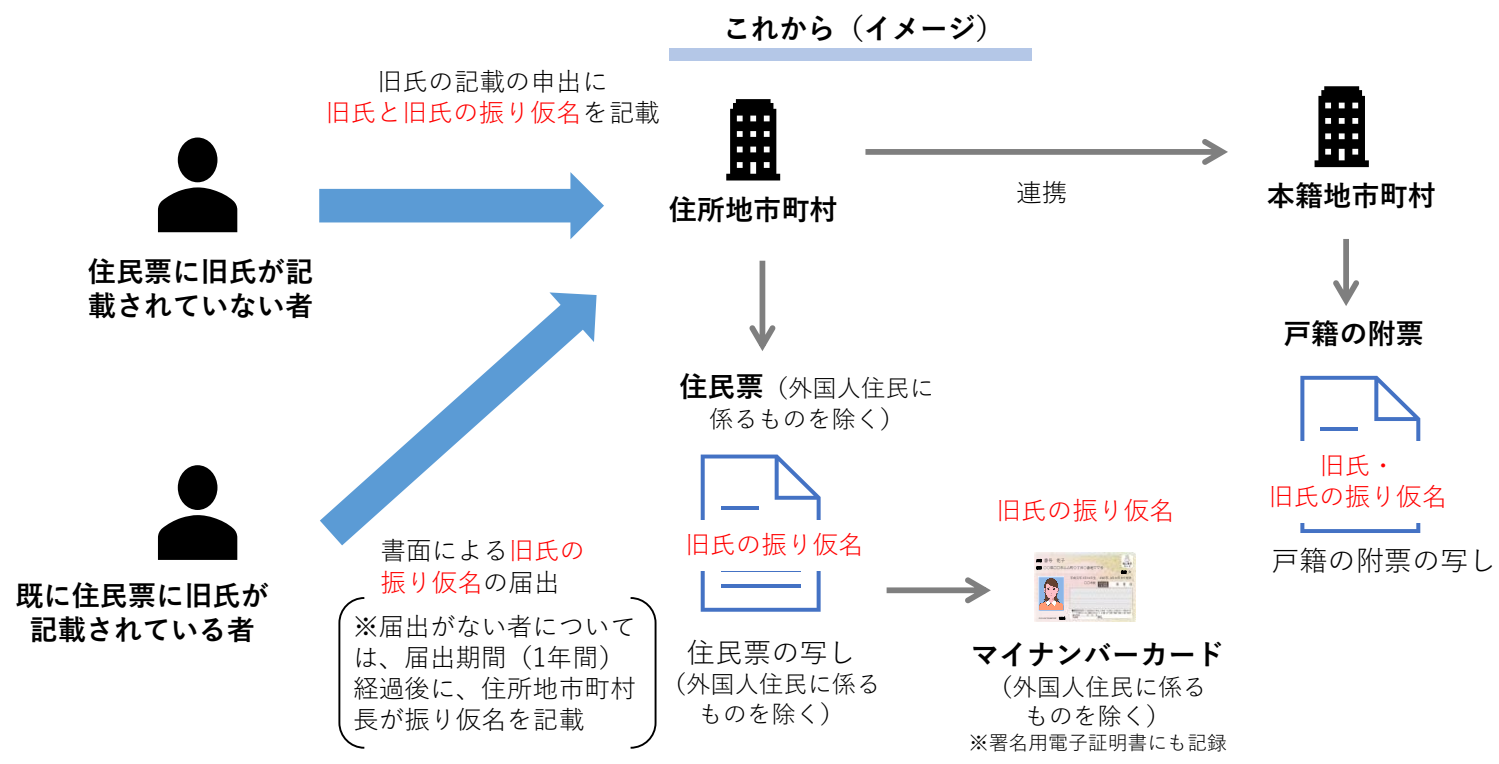
		2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
<b>(参考)</b> <b>氏名の振り仮名</b> <small>氏名の振り仮名を戸籍に届出し、当該振り仮名が住民票・戸籍附票の記載事項となる。</small>		● 法律公布（6/9）		● 法律施行① （法律公布（R5.6.9）から2年以内） 通知 振り仮名の届出期間（施行から1年間）	● 法律施行② （法律公布（R5.6.9）から3年以内） 職権記載
				標準化移行期限 (原則)	
<b>旧氏の振り仮名</b> <small>住民票に旧氏を記載している住民について、旧氏の振り仮名が住民票の記載事項となる。 戸籍附票については、旧氏及び旧氏の振り仮名が新たに記載事項となる。</small>	<b>住民票</b> システム改修 (現行住民記録システム) <small>※標準準拠システムへの移行を政令施行①より後に行う場合</small>	● 政令公布①		● 政令施行① 通知 旧氏の振り仮名の届出期間 (施行から1年間)	職権記載
	<b>戸籍附票</b> システム改修 (現行戸籍附票システム) <small>※標準準拠システムへの移行が、住民票の旧氏等の戸籍の附票への連携より後に行う場合</small>			● 政令公布②	住民票の旧氏及び旧氏の振り仮名を、戸籍の附票に連携 ● 政令施行② 旧氏・旧氏の振り仮名を記載
	<b>マイナンバーカード・電子証明書</b> システム改修 (J-LIS)			● 政令公布②	● 政令施行② 旧氏の振り仮名を記載

# 1. 旧氏の振り仮名等の追加の概要（予定）

## 1-4. 住民票への旧氏の振り仮名の記載方法等（案）

検討中の内容を含む

- 住民票への旧氏の振り仮名の記載にあたっては、戸籍における「氏の振り仮名」記載の手続及び方法と同様の考え方とする。
- 制度導入時において、旧氏記載者は施行日から1年以内に限り、住所地市町村にその旧氏の振り仮名の届出をすることができることとする。
- また、住所地市町村長は住民票で便宜的に保有する旧氏のフリガナを参考に、住民票に記載しようとする旧氏の振り仮名を旧氏記載者に通知するものとする。1年間の間に届出がない場合には通知した振り仮名を職権で記載するものとする。



旧氏の振り仮名が公証され、様々なサービスにおいて本人確認事項として利用することが可能に

## 2. 仕様書の主な変更概要（予定）

検討中の内容を含む

- 旧氏の振り仮名等が住民票等の記載事項となること（予定）に伴う、各仕様書の変更概要について下記に示します。
- 仕様書の修正（予定）については、参考資料12（住民記録システム標準仕様書）、参考資料13（印鑑登録システム標準仕様書）及び参考資料14（戸籍附票システム標準仕様書）に記載してあります。

凡例  
 青字：追加事項  
 赤字：修正事項

対象箇所		各標準仕様書変更内容（予定）
住民記録システム	1.1.1 日本人住民データの管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>項目名称を旧氏のフリガナから旧氏の振り仮名に修正 ※仕様書全般において記載を修正</li> </ul>
	1.1.7 旧氏 1.1.18 振り仮名・フリガナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>項目名称を旧氏のフリガナ確認フラグから旧氏の振り仮名公証フラグに修正</li> </ul>
	1.2.2 異動事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>異動事由名称を旧氏の記載から旧氏の記載（旧氏の振り仮名を含む。）に修正</li> </ul>
	20.1.1 住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写しにおいて、旧氏欄を1行に修正したうえで旧氏の振り仮名欄を追加</li> </ul>
戸籍附票システム	1.1.1 戸籍の附票データの管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理項目として旧氏及び旧氏の振り仮名を追加 ※検索対象項目や支援措置対象者管理項目等にも追加</li> </ul>
	1.1.6 旧氏 1.1.16 振り仮名	<ul style="list-style-type: none"> <li>「1.1.6 旧氏」を追加し、住民記録システムより連携される又は国外転出者から届出された旧氏及び旧氏の振り仮名を記載等する機能を追加</li> </ul>
	20.1.1 戸籍の附票の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍の附票の写し等において、旧氏欄及び旧氏の振り仮名欄を追加</li> </ul>

※印鑑登録システムにおいては、住民記録システムの「1.1.1 日本人住民データの管理」と同様に修正

## 2. 仕様書の主な変更概要（予定）

- 住民票の写し及び戸籍の附票の写しのレイアウトにおける変更点（予定）を下記に示します。

変更前

住民票の写し

氏名の振り仮名	ジュウミン ハナコ	個人番号	1234 5678 9012
氏名	住民 花子	住民票コード	1234 5678 901
旧氏	住基	生年月日	昭和50年1月1日
世帯主	住民 太郎	性別	男
続柄	妻	住民となった年月日	平成23年4月1日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
		届出日	平成23年4月1日
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	筆頭者	住民 太郎
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****

戸籍の附票の写し

附票に記載されている者	【氏名】	齊藤 花子		
	【氏名の振り仮名】	サイトウ ハナコ		
	【生年月日】	昭和42年9月7日	【性別】	女
	【住民票コード】	1234 5678 902		
	【住所】	東京都千代田区永田町1-11-39		
	【住定日】	平成15年4月6日		
【住所】	東京都千代田区霞が関3-1-1 トップビル霞が関203			
【住定日】	平成27年9月16日			
【住所】	東京都千代田区霞が関2-1-2 総務荘105号室			
【住定日】	平成26年6月26日			

変更後

氏名の振り仮名	ジュウミン ハナコ	個人番号	1234 5678 9012
氏名	住民 花子	住民票コード	1234 5678 901
旧氏の振り仮名	シウキ	生年月日	昭和50年1月1日
旧氏	住基	性別	男
世帯主	住民 太郎	性別	男
続柄	妻	住民となった年月日	平成23年4月1日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
		届出日	平成23年4月1日
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地		
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****

【変更箇所】  
旧氏欄を2行から1行に変更し、  
旧氏の振り仮名欄を追加

附票に記載されている者	【氏名】	齊藤 花子		
	【氏名の振り仮名】	サイトウ ハナコ		
	【旧氏】	高橋		
	【旧氏の振り仮名】	タカハシ		
	【生年月日】	昭和42年9月7日	【性別】	女
	【住民票コード】	1234 5678 902		
【住所】	東京都千代田区永田町1-11-39			
【住定日】	平成15年4月6日			
【住所】	東京都千代田区霞が関3-1-1 トップビル霞が関203			
【住定日】	平成27年9月16日			
【住所】	東京都千代田区霞が関2-1-2 総務荘105号室			
【住定日】	平成26年6月26日			

【変更箇所】  
氏名の振り仮名欄の下に  
旧氏・旧氏の振り仮名欄を追加